# 発明に見る日本の生活文化史　動作シリーズ１　第１巻 留める

はじめに　2
社会と技術のかかわり　3
なぜ、発明から文化を見るのか？　4
解説　5
近代に生まれた「留める」の発明を見る
資料　19
第１部　和装　21
（１）和装の帯留め、羽織に紐留め　55
（２）和装の襟止めなど　75
（３）日常の生活用品
第２部　洋装　81
（１）ベルト留め（尾錠）　109
（２）ボタン（釦）　131
（３）スナップ、カラー留め　153
（４）安全ピンなど
参考情報　162
使用した特許情報　163
掲載特許一覧表　164
詳しく調べるために
おわりに　165

Sample

# はじめに

今日のわたしたちは、産業構造の変化やエネルギー、環境問題、少子高齢化、そして急激な科学技術の進歩などによって、様々な価値観の変化に直面しています。東日本大震災以降のエネルギー問題をきっかけに、国や専門家任せではなく生活者ひとりひとりが自ら考えを持ち行動する意識のうねりが見られます。急激な変化に対して方向性を見失わずに思想を持ち、あらたな時代を形作っていくことは重要な課題です。

高度な文化を持つという言葉がありますが、日本はどのような文化を持って生きているのでしょうか。文化は、人々の営みのなかで、人の頭の中にある思想、形となったあらゆるものが、社会背景が複雑に関わり合った複合体であり、時の流れと共に変化する流動体であるために、とてもつかみづらいものです。生きている渦中にあってはなおさらのことです。しかし天災や大きな社会の変化に見舞われそれを克服しようとする中に、文化は見えやすい形で立ち現れ、新しい文化も生まれるのではないかと思います。

そこで文化の実体に近づくための試みとして近代の発明に着目しました。明治維新に伴い近代には西洋の思想と物品が生活の場に押し寄せてきました。西洋を日本の暮らしに取り入れるため試行錯誤がはじまります。西洋化という急激な価値観の変化に対して、人々の生活にはさまざまな課題が生れたはずです。そうした課題に対して技術的に解決しようとする取り組みのひとつが発明です。

本シリーズでは近代の発明をたどることで、日本の文化をみていきます。今のわたしたちも急激な社会と技術の変化に直面しています。次世代に向けて課題に挑戦することが何より必要です。先人たちの痕跡はわたしたちに大きな勇気を与えてくれます。

発明という理系のフィールドに文系の視点からアプローチしていることが特徴です。テクノロジーは異なるフィールドに学ぶことで自らを磨き、今までにない新たな創造を生み出し、力強い総体と成っていくことを目指しています。技術は人々の生活とそれをとりまく社会との関わりの中で生まれるものであり生活文化の反映です。分野の垣根を越えて、皆様の研究の一助になることを願い発刊いたします。

Sample

# 社会と技術のかかわり

社会の変化とともに課題が生まれ、人はその課題を乗り越えるために技術を生み出します。そして、技術革新は産業の発達を通じて国の経済や文化、人々の生活に密接に関わっています。

技術は発明という形で公にあらわれます。社会を良くしたいという願いや、成功をつかみたいという欲望や夢など、課題に挑戦する人々の情熱や努力が発明を生み出す原動力となります。数えきれない失敗と僅かな成功を繰り返しながら、社会は少しずつ変化してきました。私たちは、あらゆる先人達の挑戦の歴史を振り返ることによって、わたしたち自身も社会の変化に立ち向かう勇気をもらうことができるでしょう。

本書で取り上げる時代は、日本で特許制度が始まった明治時代から昭和の第二次大戦前までとしました。明治維新後の混沌の中で日本は近代化を急いできました。西欧諸国は富国強兵政策によって莫大な富をアジア諸国から吸い上げていることへの危機感や、幕末に締結した西欧諸国との不平等条約解消の悲願、さらに近代化を加速化させました。

近代化は、文明開化すなわち西洋化の始まりです。西洋建築、洋食など、今では私たちの日常で当たり前になっているものの多くが、この百年余りの短い期間に日本に流れ込んでいました。井の中の蛙だった日本人にとって、西洋化は大きなカルチャーショックだったはずです。しかも、日本が西欧列強に飲み込まれてしまうかもしれないという大ピンチだったはずです。それでも、日本人は独自の好奇心と勤勉さとで、西洋文化を模倣するだけでなく、西洋文化を受け入れながらも日本の既存文化と融合させ、日本独特の文化を発展させてきました。明治、大正、昭和、二次大戦前までの近代化への道のりを振り返り、先人達の情熱と努力が生み出した近代化のダイナミズムに触れることによって、現在の私たちが直面している社会変化に取り組む知恵と勇気を得ることができるでしょう。

Sample

## なぜ、発明から文化を見るのか？

本書は、具体的な発明にあらわれる様々な工夫を通じて、生活文化を読み取ろうとする試みです。言い換えれば、庶民の生活の創意工夫（発明）の中に、時代の潮流を[illegible]出す新たなアプローチです。ネオテクノロジーは特許情報を社会の世相や課題が反映されるアーカイブ情報として活用することによって、現実の発明が積み上げてきた先人の知恵を学ぶことができると考えています。また、歴史上の偉人[illegible]よりも、身近な生活道具にこそ生活文化の変化が表れると考えています。生活文化の片鱗は発明として表れます。発明の[illegible]は小さな工夫に過ぎません。しかし、発明を束にして時代を追っていくことによって、庶民の内に秘めた時代[illegible]ムに触れることができます。

特許情報から技術の広がりを見ることもできます。然です[illegible]明治、大正、昭和の特許分類と現在の特許分類は一致していません。それは、時代とともに技術が進化し、特許分類が細分化されているからです。特許分類は、審査官が審査を行う際の便宜と外部利用者の検索上の便宜を主眼とし[illegible]ています。時代とともに技術が進化し、技術が細分化されていくに従って、特許分類も細分化されていきます。言い換えると、特許分類の変化から技術の広がりを見ることもできます。現在確認できるもので見てみると、特許制度制定後の明治[illegible]から[illegible]代後半までは３５類、明治30年代から40年代は１３６類でした。大正10年に大幅に改正し、総計２０７類、種[illegible]２[illegible]種目なりました。第１類から第１４３類までは機械工業、第１４４類から１８６類までは化学工業、第１８７類から第２０[illegible]類までは電気工業となりました。

さあ、近代の発明から百年前の日本人の暮らしにタイムスリップしょ

sample

# 第一部　和装

## （1）和装の帯留め、羽織の紐留め

この項では、和装の帯留めや羽織の紐留めを取り上げます。我が国の特許制度は専売特許條例として明治18（１８８５）年に制定されています。その翌年の明治19（１８８６）年に、早くも梃子（テコ）とバネを微細に組み込んだ帯留（止）具の発明が特許出願されています。明治20年に特許３９６号が成立した（京都）と福島（東京）とが共有する特許発明は、小物職人の精緻な細工とカラクリが詰まっており、明治時代の小工業の代表的な成果をもたらしています。このような帯留めの発明は、和装にとって帯を締める帯留めが、時の重要な装身具であり、装飾品としての意味から、生活文化の一部をうかがい知る材料になるものです。

また、明治時代の生活文化にとっての香りも発明の材料になり、香料を納める香箱を帯留めと兼ねた発明（特許１８４号）が成立しています。香料は高価なものであり、帯留めを使用しないときは香気を[illegible]ダことない工夫なども、地味な生活風土を感じさせるものです。

帯留めと同様に男装の場合には羽織の紐留（止）が発明を生んでおり、例えば特許２４４７号では、羽織の紐を適宜に調整して留めやすくする工夫だけでなく、男子の正装なりに紐の湾曲した乳間部の長さを自在に調整し、しかも、正面にはトンボなどの装飾性を付す細工がしてあります。同様に特許7621号では、羽織の左右の紐を適宜な位置でしっかりと締め、自然に緩むことなく、全体が左右や前後に傾くことなく、威儀を正すことができるように工夫しています。

sample

第一圖

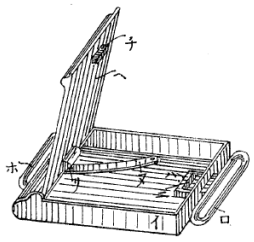

特許第396号

第二圖

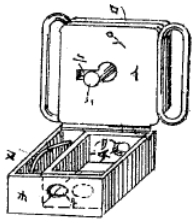

特許第1814号

第一圖

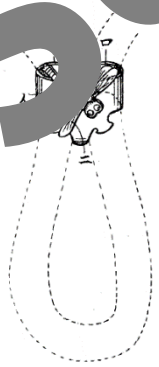

特許第2447号

第參圖

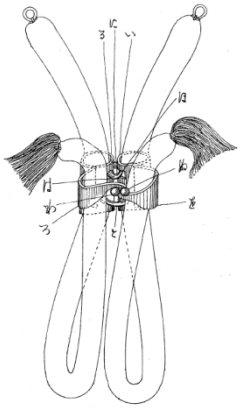

特許第7621号

明治34（１９０１）年ごろになると帯留めに少し変化がみえ始めます。特許５１０１号は帯締めを反転すれば表裏リバーシブルに使える工夫であり、特許５８８２号は金具を軽く爪に掛け留めしたのち、掛け輪を曳起こして畳むことにより締め付けるダブルアクション構造とし、帯締めをしっかりと固定する工夫が記されています。

そして明治時代の後半になると、特許２２２１９号に見られるように帯留めに西洋風の工夫が加わります。同時に、和装での装身具が発明の対象から徐々に消え、止め金具が靴に止めることにも使用され始めます。技術的にも装飾より機能が前面に打ち出され、西洋風なバックルに構造が似てきます。このように用途の変化と技術の変化が重なり、和装に係る発明は急速に影を薄くしていくようです。

このように、帯留めは明治44（１９９１）年の金具まで継続的に発明改良が図られており、そこには我が国の工業の立国の出発点として職人の精緻な細工とカラクリを底流として読み取ることができます。

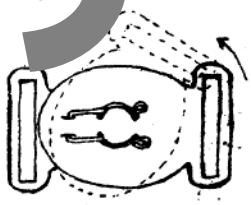

特許第22219号

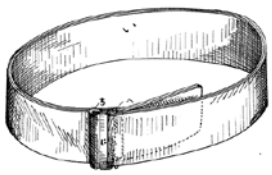

特許第5101号

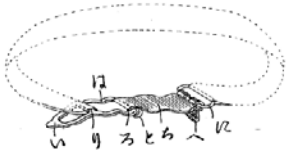


特許第5882号

sample

## （2）和装の襟止めなど

この項では、和装に関わる装身具を取り上げます。

特許制度が制定された直後の我が国の生活文化のありさまを、当時の特許制度の主旨を思い浮かべつつ、見てみ[illegible]とは大変に興味深いものです。明治18（１８８５）年の専売[illegible]条例によれば、「有益の事物を発明して之を専売せんと欲する者[illegible]（第[illegible]条）とあり、のちの大正10年の特許法のように制度[illegible]栄[illegible]家の[illegible]明を工業的発明とは限っていません。したがって、この[illegible]に特[illegible]願されている発明には、生活文化の色合いが多く残されているとい[illegible]は現代の特許制度から生まれる発明が企業の知的[illegible]産の[illegible]合いを[illegible]しているのと比較してみると大いに様子が異なっ[illegible]

事実、襟飾りや襟止めの特許発明（特許３５９号[illegible]は、治19[illegible]８６）年の当時に襟を飾ったアクセサリーの最先端の[illegible]を反[illegible]ているともいえそうです。蝶やトンボをあしらった新奇を[illegible]性にも[illegible]味があり、襟飾りを留める金具の特許発明は、胴体部分に[illegible]ルバを仕込んで翅を広げたり閉じたりするさまは、ブローチとして[illegible]に通じ、最先端感覚です。

このようなアクセサリーとしての装飾性と使い勝手の便利さの追求は[illegible]治28（１８９５）年ごろまでの襟止め金具にも引き継がれており、止めピンとバネを中に仕込んだ香壺（特許１４６６号）や花鳥の襟飾りを兼ねた楊枝挟（特許１７９２号）など、洒落た細工を誇る種々の発明を生み出しています。

第一圖

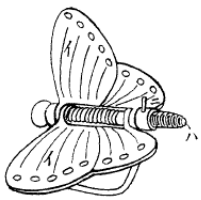

第二圖

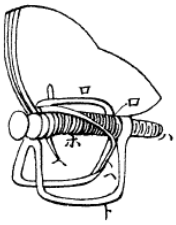

特許第359号

圖一第

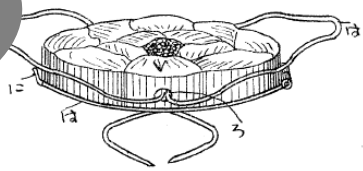

特許第1466号

圖一第

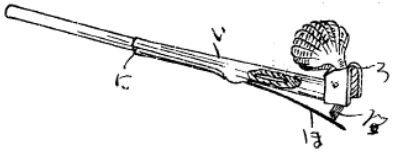

特許第1792号

Sample

さらに明治36（１９０３）年になると、和装の襟元の崩れを防ぎ、上下の前襟をキチンと合わせる襟止め金具（特許６５３４号）へと変わっていきます。特に、この特許6534号は、その二年前に出願された特許5178号を改良した利用発明であり、５１７８号が二つの金具を組み合わせる伸縮型であるのに比べ、６５３４号はカタチこそ似ているものの単一の金具に仕上げてあり、一度に上下[illegible]を留めることができ、衣類に傷を着けず、軽便だと記されて[illegible]す。[illegible]の頃になると、金具の表面に四季の景色を模写するなどの装[illegible]性[illegible]付けは、明細書の中では、「なおがき」程度の取り扱いにな[illegible]ません。

この項では上記の装身具に限らず、髪留め[illegible]足袋[illegible]ギも取り上げています。先に取り上げた和装の帯留[illegible]や羽[illegible]の紐留[illegible]も発明群にも見られたように、明治時代の中でもは[illegible]めの頃[illegible]装飾[illegible]に徐々に目的が変化し、使い勝手や作りやすさに発明の意味が[illegible]ていると[illegible]とも注意をしておきたいものです。

## （3）日常の生活用品

大正時代から昭和の前半に至っても日常の普段着は和装です[illegible]の場合、着衣などを掛ける衣紋掛けには長尺の竹を用いることも多かった[illegible]うです。また、日常生活の動作に表れる「留める」に関して、当時の[illegible]転式物干し（特許６４８９６号）の発明を紹介します。足袋やハン[illegible]の類は放射状に延びる枝にバネで押さえ込む工夫です。普通は金属製であるが、セルロイドを使うことも書かれています。弱風でもよく回り、強風でも壊れず、安価さを目的にしていると記されています。なお、大正から昭和前期の当時の外国の様子と比べてみるために、優先権を利用して我が国で特許取得したスイス人の木製の洗濯ばさみの例も掲載しました。比較文化の具体例として見ると興味深いものです。

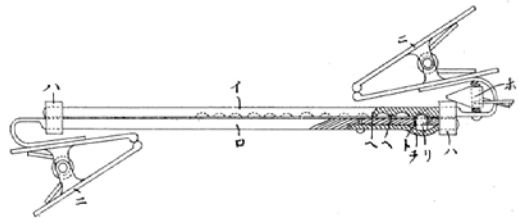

特許第5178号

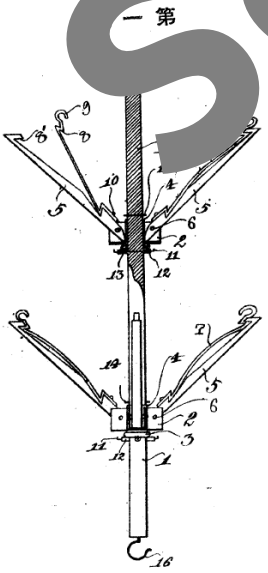


特許第64896号

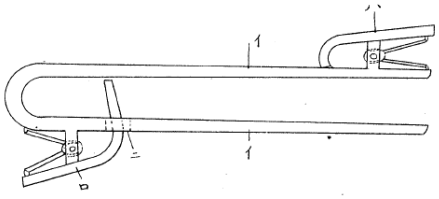

特許第6534号

Sample

# 特許第一九〇五號

（明治四十一年四月二十一日年限滿了ニ依リ特許權消滅）

第百二十三類

出願　明治二十六年二月七日
特許　明治二十六年四月二十二日
特許年限　十五年

東京市日本橋區濱町一丁目十一番地
特許權者　伊藤長兵衛

## 明細書（明治二十六年六月二十日出願訂アリ）

### 帶止金具

此發明ハ二ツニ折返シ其一方ヲ筒狀ニシ彎曲部ニ鐶ヲ具ヘ[illegible]條板ト[illegible]中ニ抽挿シ任意ノ位置ニ止ムヘクシタル條版ニ鏈ヲ連繫シ鏈ノ他端ハ之ヲ二ツ折條版ヨリ掛外シ自在ナルヘクシタル帶止金[illegible]係リ其[illegible]トスル所ハ帶ヲ止ムルニ其幅ニ從テ調節シ且ツ外觀ヲシテ鏈ノ如クナラシムルニ在リ

別紙圖面ハ本器ノ構造ヲ示ス即チ其第一圖ハ側面圖第二圖ハ頂面圖第三圖ハ[illegible]分ノ分[illegible]第四第五及第六圖ハ別種ノ構造ヲ示シタルモノトス

右諸圖ニ於テ同シ符號ハ同シ部分ヲ示ス

二ツ折條版(イ)ノ一方ハ筒(ロ)トシ之ニ抽挿自在ナルヘキ條版(ハ)ヲ具ヘ條版(ハ)ノ端ニハ[illegible]側ニ彈條(ニ)[illegible]ケ以テ其內面ニ緊着セシメ(筒(ロ)ノ內面ニ波狀ノ凹凸ヲ設ケテ尙條版(ハ)ノ自ラ抽出スルコトナカラシムル樣[illegible]コトアリ[illegible]シテ[illegible]端ニハ帶鏈(ホ)ヲ連繫シ帶鏈(ホ)ノ他端ハ折返シタル彈條(ヘ)ヲ連繫シ此彈條(ヘ)ニハ突子(ト)ヲ設ケ又二ツ折條版(イ)[illegible]表面[illegible]懷袋狀部(チ)ヲ設ケ其懷袋狀部(チ)ノ表面ニ切缺(ヌ)ヲ設ケ其內裏緣ハ少シク內方ニ曲折セリ故ニ彈條(ヘ)ヲ其懷袋狀部ニ入[illegible]條ノ端ハ其曲折部ニ引掛リ止ルナリ依テ之ヲ外サントスルトキハ突子(ト)ヲ推シテ彈條(ヘ)ノ端ヲ外シ以テ之ヲ抽取ルナリ但シ此帶鏈ト二ツ折條版トノ掛外シ裝置ハ或ハ第四第五及ヒ第六圖ニ示ス如ク摘子(ヲ)ヲ具フル軸(ワ)ノ下端ニ長方版(カ)ヲ取着ケ軸(ワ)ハ彈條(ヨ)ニテ押ヘシメ以テ軸



sample

特許第一九〇五號　帶止金具

第一圖

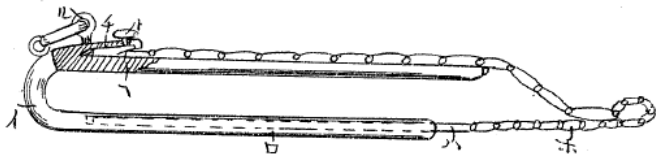

第二圖

第三圖

第六圖

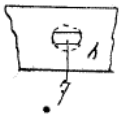

第五圖

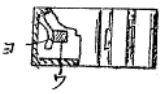

第四圖

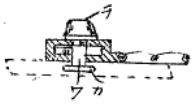

Sample

帶留め金具の発明である。全体は平たい筒状の金具を二つ折りにした構造で、筒状の金具には平たい鎖が取り付けられる。帯は湾曲部と鎖の間に通す。湾曲した筒状部分に帯を通し、帯の幅に応じて鎖の長さを調整し、鎖の端に取り付けたバネ状の金具を孔に掛ける。この発明の目的は帯の幅によらず留めることができ、外観も良いとする。

# 特許第二一五九號

（明治四十二年三月六日年限滿了ニ依リ特許權消滅）

第百二十三類

出願　明治二十六年十二月十四日
特許　明治二十七年三月七日
特許年限　十五年

東京市神田區富松町三番地
特許權者　粟田半藏

## 明細書

### 羽織紐止

此發明ハS字形ニ彎曲シ其中央ニ突起ヲ具ヘ一端若クハ両[illegible]ニ相對[illegible]部分ニ孔ヲ具ヘタル羽織紐止ニ係リ其目的トスル所ハ掛クルニ妨ナクシテ掛ケタル後ハ容易ニ自ラ外ルヽコトナカ[illegible]シムル[illegible]リ

別紙圖面ハ本器ノ構造ヲ示シタル斜面圖ニシテ其第一第二兩圖トモ同[illegible]ノ構造[illegible]セルモノ[illegible]ス

右兩圖ニ於テ同シ符號ハ同樣ノ部分ヲ示ス

本金具大體ノ構造ハS字狀ニ彎曲セルコト在來ノ紐用掛金ノ如クシ其中央ニ[illegible]ヘ此[illegible]テ兩端ナル舌又ハ一端ノ舌ノ部分ニ孔(ロ)ヲ具ヘタルモノトス而シテ第一圖ニ於テハ金屬線ヲ以テ作リ第二圖ニ於テ[illegible]以テ[illegible]タルモノヲ示セリ

本器ニ紐又ハ乳ヲ掛ケンニハ之ヲ引掛ケテ後其彎曲部ノ方ニ向テ牽クヘシ然ルトキハ紐[illegible]乳ハ突起(イ)ノ[illegible]セントスルトキ一旦孔(ロ)ニ遮ケテ容易ニ頂點ヲ超シテ内部ニ入ルナリ故ニ之ヲ掛ケタル後ハ此ノ如キ操作ヲ反[illegible]スルニ非[illegible]ヨリ又ハ乳ハ自ラ其突起(イ)ヲ超ヘテ脫出スル能ハサルナリ

本器ハ其意匠上ノ形狀ニ於テ種々ニ變更スルコトアルヘシ故ニ必スシモ圖ニ示ス如キ構造ニ限リ特[illegible]ルモノニアラス左ニ予カ此發明ノ保護ヲ請求スル區域ヲ揭ク

一　本書ニ記述スル目的ヲ以テ中央ニ突起(イ)ヲ具ヘ之ニ相對シテ一端又ハ兩端ノ舌ニ孔(ロ)ヲ具ヘタルS字狀ニ彎曲セル羽織紐止



Sample

特許第二一五九號

羽織紐止

第一圖

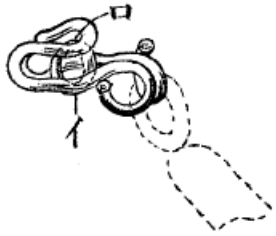


第二圖

Sample

羽織の紐を留めるS字型の留具である。金属製の線や板で形成している。目的は掛けやすく、掛けた後は外れにくい留具である。

# 掲載特許一覧表

本書で掲載した特許情報64件の一覧を左記に示します。

| 特許番号 | 発明の名称 | 出願日 | 特許権者 | 特許権者（発明者） | 発明者 | 名前のみ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第359号 | 襟飾止め金具 | 明治19(1886)年11月22日 | 鈴木金太郎 | | | |
| 第396号 | 帯止金具 | 明治19(1886)年5月18日 | 伴徳政<br>福島本勝 | | | |
| 第1466号 | 香壷（衣服止用） | 明治24(1891)年11月9日 | 伊藤六三郎 | | | |
| 第1792号 | 襟飾（楊枝挟） | 明治25(1892)年2月11日 | 前沢久四郎<br>飯田龍作 | | | |
| 第1814号 | 帯止金具 | 明治25(1892)年10月10日 | 大西五郎平 | | | |
| 第1905号 | 帯止金具 | 明治26(1893)年2月7日 | 伊藤長兵衛 | | | |
| 第1914号 | 襟止金具 | 明治25(1892)年12月16日 | 豊田兼吉<br>海老原章次<br>阿部平太郎 | | | |
| 第2159号 | 羽織紐止 | 明治26(1893)年12月14日 | 栗田半蔵 | | | |
| 第2447号 | 羽織紐止 | 明治27(1894)年9月15日 | 栗田房治 | | | |
| 第2600号 | 羽織紐止 | 明治28(1895)年3月28日 | 鳥居治三郎 | | | |
| 第2671号 | 襟止 | 明治28(1895)年11月12日 | 田中吉兵衛 | | | |
| 第3643号 | 帯止金具 | | | | 松宮誠一郎 | |
| 第4719号 | 紐止金具 | 明治34(1901)年2月26日 | | | | 志水清 |
| 第4920号 | カフス留金具 | 明治33(1900)年12月14日 | | | | 田内はな |
| 第5101号 | 帯止め金具 | 明治34(1901)年4月12日 | | | | 伊藤市蔵 |
| 第5178号 | 襟止金具 | 明治34(1901)年10月15日 | | | | 中川阪二郎 |
| 第5860号 | 可分的装束緊着器 | 明治35(1902)年7月19日 | | | | ハーレー、ウオルシングトン、サーロー |
| 第5881号 | 帯止金具 | 明治35(1902)年11月11日 | | | | 森田保蔵 |
| 第5882号 | 紐止金具 | 明治35(1902)年11月12日 | | | | [illegible]田保蔵 |
| 第6336号 | 頭髪笄被服用止具 | 明治36(1903)年5月11日 | | | | [illegible]三郎 |
| 第6433号 | 紐止 | 明治36(1903)年5月18日 | | | | [illegible]春吉 |
| 第6534号 | 襟止金具 | 明治36(1903)年6月11日 | | | | [illegible]川九一 |
| 第6735号 | 備錠 | 明治36(1903)年9月17日 | | | | 福田万[illegible] |
| 第7621号 | 羽織紐止 | 明治37(1904)年5月31日 | | | | 片岡[illegible] |
| 第8503号 | 安全尾錠 | 明治37(1904)年9月26日 | | | | |
| 第8903号 | 尾錠（追加） | 明治38(1905)年5月1日 | | | | [illegible]七 |
| 第9831号 | オーミ釦 | 明治38(1905)年9月1日 | | | | 大見文太郎 |
| 第10783号 | 「ボタン」篏子 | 明治39(1906)年5月22日 | | | | 西尾豊太 |
| 第11722号 | 時計鎖止杆 | 明治40(1907)年1月31日 | | | | 村松万三郎 |
| 第12566号 | 緊金具 | 明治40(1907)年6月8日 | | | | ミクジスロー、バラバツズ |
| 第13807号 | 自在紐締 | 明治40(1907)年7月8日 | | | | 二神佐太郎 |
| 第16538号 | 釦 | 明治42(1909)年1月21日 | | | | 水本末吉<br>豊島春治 |
| 第16667号 | 回転釦 | 明治42(1909)年4月7日 | | | | 高松長一郎 |
| 第16856号 | 小島式自動尾錠 | 明治42(1909)年7月4日 | | | | 小島録助 |
| 第17005号 | 小島式回転尾錠 | 明治42(1909)年8月[illegible]日 | | | | 小島録助 |
| 第17627号 | 締具 | 明治42(1909)年[illegible] | | 金[illegible]為次郎 | | |
| 第18244号 | 小島式回転尾錠 | 明治42(1909)年12月[illegible] | 小島録[illegible] | | 瀬尾巳太郎 | |
| 第18827号 | 用釦連針 | 明治43(1910)年4月10[illegible] | | 吉益外記四郎 | | |
| 第20081号 | 自在掛鍵 | 明治4[illegible]月10日 | | 水野教信 | | |
| 第22177号 | 小島式自動尾錠 | 明治[illegible]日 | | 小島録助 | | |
| 第22219号 | 止め金具 | 明治[illegible]1911)年[illegible]日 | | 山田由吉 | | |
| 第22796号 | 釦鈕緊着装置 | 明治[illegible](1912[illegible]月[illegible] | | 松下貞 | | |
| 第25688号 | 釦鈕緊着装置 | 大正3(1914[illegible]月20[illegible] | | 松下親業 | | |
| 第25826号 | 美錠金具 | 大正2(191[illegible]2月27[illegible] | | 藤岡正 | | |
| 第27600号 | 小島式自動尾錠 | 大正3(1914[illegible] | | 小島録助 | | |
| 第27784号 | 石原式「フック[illegible] | 大正3(1914)[illegible] | | 石原力三 | | |
| 第29565号 | 「ソフトカラー」[illegible] | [illegible]6)年1月26日 | | 松本秋津 | | |
| 第30950号 | 佐藤式自働尾錠[illegible] | [illegible]年12月8日 | | 佐藤禾夫 | | |
| 第32047号 | 秋谷式「ソフト」止め[illegible] | 大正6([illegible]年10月20日 | | 秋谷峯蔵 | | |
| 第32248号 | 伊藤式袴紐止装置 | 大正6([illegible]年12月11日 | | 伊藤勇三郎 | | |
| 第33197号 | 「バンド」締金具 | [illegible]8)年6月20日 | | 森田金蔵 | | |
| 第40071号 | ボタン | [illegible]0(1921)年1月21日 | | 大山正義 | | |
| 第63858号 | 足袋用護謨製甲馳掛 | 大正12(1923)年12月25日 | | 石橋徳次郎 | | |
| 第64063号 | 改良鈕 | 大正11(1922)年2月22日 | ゲビユンデル、クラインマン | | エルンスト、クラインマン | |
| 第64896号 | 回転式物乾機 | 大正13(1924)年9月20日 | | 松山忠 | | |
| 第65021号 | 押鈕 | 大正11(1922)年6月27日 | ウイリアム、プリム、ゲゼルシヤフト、ミツト、ベシユレンクテル、ファフツング | | ハンス、プリム | |
| 第67807号 | 押釦錠 | 大正13(1924)年12月29日 | | ワンテル、フオン、ハツテイングベルグ | | |
| 第68260号 | 物干用衣紋竹の改良 | 大正14(1925)年5月26日 | | 海部忠蔵 | | |
| 第70720号 | 「カラ」留「ホツク」 | 大正15(1926)年4月2日 | | 松永貞吉 | | |
| 第79651号 | 安全「ピン」 | 昭和3(1928)年2月11日 | | 星一 | | |
| 第99490号 | 押釦錠 | 昭和5(1930)年11月28日 | ヴアルデス、アンド、コムパニー | | フオイテツヒ、プツク | |
| 第111085号 | 止鉤具 | 昭和9(1934)年4月23日 | | 秋沢国美 | | |
| 第133663号 | 「スナツプ」雌釦 | 昭和13(1938)年9月14日 | | 森田重蔵 | | |
| 第145155号 | 襟止雌雄釦の繋合装置 | 昭和14(1939)年12月31日 | | 飯田要吉 | | |

Sample

## 詳しく調べるために

さらに詳しく調べるためには、特許情報プラットフォームを用いると便利です。特許庁「特許情報プラットフォーム」のＵＲ
https://www.j-platpat.inpit.go.jp/w[illegible]all/[illegible]/BTmTopPage

## 参考文献

本書を編集するにあたり、左記の書籍および サイ[illegible]を参考[illegible]として用いました。

『近代を牽引した糸』https://www.jobu-kinunomichi[illegible]p/spe[illegible]al/kin[illegible]i.html
『吉藤、熊谷、特許法概説第13版』平成12年　有斐閣
『専売特許條例』明治18年
『工業所有権制度百年史（上巻）』昭和59年3月30日　発明協[illegible]

sample

# おわりに

特許庁に保存されている特許出願の明細書を調べ、近代の発明を見て我が国の知的文化の軌跡を探る試みは余り例を知りません。特許や実用新案に代表される工業所有権制度は、国の制度として優れた発明や小発明（考案）を独占権によって保護するために、特許出願の書類として発明や小発明が生まれた目的や、当時の時代背景、発明の技術的特徴などを文字と図面で詳しく説明し、明細書の提出を求めています。そして、特許権が付与されたのち、この明細書は権利書的な性格があるので特許庁に保存されています。

こうして特許庁に保存された特許や実用新案の明細書には、出願当時の発明や小発明を生んだ技術的創造の中味だけでなく、発明を生んだ社会の背景や発明者の心情なども、文章に映って盛り込まれており、その当時の知的創作の意味を知るための歴史的情報源として後世に伝え残す価値ある優れた文化的アーカイブといえましょう。

本書の編集作業では、明治18年の専売特許條例の定当初から昭和14年の第二次世界大戦前夜までに権利化された発明（特許）や小発明（実用新案）を調査しました。そのうえで、その当時の発明や小発明が、どのような時代背景で生まれたのか、特に日常の生活文化とどのような係わりがあったのか、明細書の記載内容や図面を読み解き、我が国の生活文化の移り変わりを発明から学ぶ作業を行いました。

時代が変われば生活も変わります。生活が変われば発明も変わると考えられます。ある時代の社会背景をその時代の発明と重ねてみると、使われていた素材のもつ意味や日常生活の仕方さなどを発明者の目を通して浮かび上がり、当時の生活文化の一端を伺い知る手がかりになります。

本書では、旧字と濁点、句読点のない当時の明細書を現代の表現に置き換え、発明の意味や生活文化との係わりを現代文で表現する工夫を加えました。権利が絡む特許だけに選ばれた微妙な用語や言い回し方、あるいは、いまは使用されていない用語、今も使われている用語でも全く別な意味になる用語など、明細書の読解にあたって誤った解釈が入らないよう注意を払ったつもりです。なお、明治時代から昭和の前半まで、明細書は旧字体であり、昭和9年に日本の国語政策を検討する国語審議会で漢字の字体や仮名遣いが議論され、ようやく戦前になって標準漢字表が発表されました。戦後、昭和21年に当用漢字体表が発表され、旧字体から新字体へと切り替わったようです。

発明に見る日本の生活文化史のシリーズ発刊をお楽しみいただければ幸いです。

平成30年

株式会社ネオテクノロジー　編集者一同

sample